

2026 年 10 月 23 日

(一社) 情報サービス産業協会

令和 9 年 4 月以降取得予定の工業会証明書発行について

(周知) (中小企業等経営強化税制関係)

ソフトウェア製造事業者等の各社様においては、中小企業等経営強化税制に関するソフトウェアに係る工業会証明書の発行について、ご理解とご協力を頂き、お礼申し上げます。

さて、最近、当協会に対して、令和 9 年 4 月以降のソフトウェア取得予定に関する工業会証明書発行依頼が届いておりますが、ご承知のとおり現行の中小企業等経営強化税制の指定期間の終期は、令和 9 年 3 月 31 日までとされています。

同税制につきましては、経済産業省が令和 9 年度税制改正要望にて拡充延長の要望をしておりますが、制度が延長されるか否かにつきましては、政府の税制改正大綱の決定（例年年末頃に閣議決定）まで見通しがつきません。

一方で、同税制では、経営力向上計画の認定手続きが必要であり、ソフトウェア取得事業者におかれては計画的な投資計画が必要となるため、同制度の延長を見込んだ証明書取得希望があり得ます。

については、上記の点を踏まえて、当協会では令和 9 年 4 月以降のソフトウェア取得予定に関する工業会証明書の発行申請につきましても従前と同様に発行手続きをいたします。なお、万一同制度が延長されない場合や、制度が延長された場合であっても適用要件等に変更が生じた場合には、工業会証明書を取得していても制度の適用が受けられない可能性がありますので、ソフトウェア製造事業者等の各社様におかれましては、ソフトウェア取得事業者に下記の点をご周知のうえ、工業会証明書の発行手続きを進めて下さい。

なお、個別の税制の適用に関しては、当協会では責任あるご相談に応じかねますので、ソフトウェア取得事業者には顧問税理士や所轄の税務署へのご相談をお勧め下さい。

よろしくお願いいたします。

記

1. ソフトウェア取得事業者に周知頂きたい事項

- ① 現行の中小企業等経営強化税制の指定期間の終期は令和 9 年 3 月 31 日までであること
- ② 同税制は拡充延長の要望がされているが、現時点では延長されない可能性もあること
- ③ 税制の適用に関しては、顧問税理士や所轄の税務署にご相談頂きたいこと

(参考) 経営力向上計画の申請及び中小企業等経営強化法に基づく税制措置についての問合せ先

・ 中小企業税制サポートセンター

TEL : 03-6281-9821 (平日 9:30～12:00、13:00～17:00)

以上